

No. 33 東郷町

担当部課名		TEL	直通・内線	FAX
都市環境部 環境課		0561-56-0729	直 通	0561-38-7933
住 所	〒470-0198 愛知郡東郷町春木字羽根穴1		担当者氏名	角野 祐太
U R L	https://www.town.aichi-togo.lg.jp/soshikikarasagasu/kankyoka/gyomuannai/6/5/4248.html		E-mail	tgo-kankyo@town.aichi-togo.lg.jp

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	一般地域	特定地域	人槽区分	一般地域	特定地域
5人槽	332,000	415,000	11~20人槽	補助しない	補助しない
7人槽	414,000	517,000	21~30人槽	補助しない	補助しない
10人槽	548,000	680,000	31~50人槽	補助しない	補助しない
			51人槽以上	補助しない	補助しない

(2) [令和6年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11~20人槽	21~30人槽	31~50人槽	51人槽以上	合 計
	5						5

前年度実績基数 (1基)

(3) [補助対象地域] 市街化調整区域

(4) [特定地域の有無] 有 (境川流域)

(5) [補助対象条件]

自己用の専用住宅 (共同住宅及び寄宿舍等を除く) に浄化槽を設置しようとする個人のうち、既設のみなし浄化槽から浄化槽に付け替える場合

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項の規定に基づく届出をしないで浄化槽を設置する者
- ②専用住宅又はその敷地を借りている者で、既設のみなし浄化槽から浄化槽に付け替えることについて賃貸人の承諾が得られない者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- ②設置場所の位置図
- ③敷地配置図、建物平面図及び配管図
- ④専用住宅又はその敷地を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ⑤工事請負契約書の写し
- ⑥見積書の写し
- ⑦浄化槽法第42条第1項に規定する浄化槽設備士免状の写し
- ⑧全国浄化槽推進市町村協議会の定める浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領第6条1項の規定により、浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽として登録されたことを証する登録証の写し
- ⑨浄化槽機能保証制度に基づいて登録されたことを証する保証登録証 (市町村用)
- ⑩登録浄化槽管理票 (C票)
- ⑪建築基準法第7条第5項若しくは第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し又は浄化槽を設置しようとする専用住宅の建築年月日が分かるもの
- ⑫みなし浄化槽の設置状況が分かる写真又は浄化槽の清掃に関する書類等
- ⑬その他町長が必要と認める書類

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

- ・提出期限：事業完了後30日を経過した日又は当該年度3月15日のいずれか早い期日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し (補助対象者が当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- ②浄化槽法定検査依頼書 (市町村用)
- ③浄化槽法定検査契約書の写し
- ④浄化槽設置費用の請求書及び領収書の写し
- ⑤チェックリスト
- ⑥配管経路図
- ⑦施工写真
- ⑧その他町長が必要と認める書類

(9) [その他]

既設みなし浄化槽の有効利用 (雨水貯留槽など) に上限8万円の補助を行っている (下水道接続時のみ・工事費用の2/3以内)